

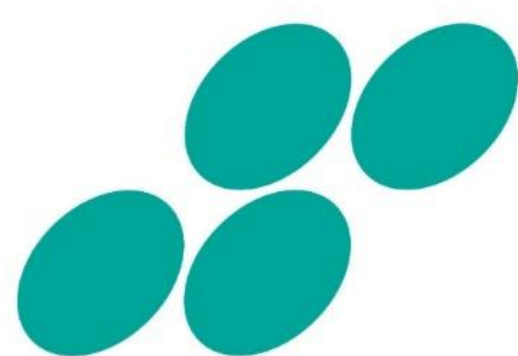


〈2026（令和8）年産版〉

大豆共済



近年は猛暑による干ばつ害や、
害虫による被害が多発しています。
農業経営の安定のため、
大豆共済にご加入ください。



安心のネットワーク

NOSAI

滋賀県農業共済組合

加入資格

大豆を類区分ごとに5アール以上栽培する農家が加入できます。

- 類区分とは、1類 白大豆、2類 丹波黒、3類 早生黒等（丹波黒以外の黒大豆）、6類（インデックス方式）田で耕作する大豆、7類（インデックス方式）畑で耕作する大豆のことです。（枝豆等の未成熟のまま収穫されるものを除きます。）
- 著しい粗放、放任的な栽培については加入できません。

加入耕地

大豆を栽培する全ての耕地を加入していただきます。

- 大豆のみを3年以上連続して作付けされている圃場は原則、加入できません。

補償期間

発芽期（または移植期）から収穫期（圃場より搬出するまで）です。

- 通常の収穫量を期待し得る期間に、播種または移植されたものに限ります。
- 圃場乾燥中・収穫期については、通常の乾燥期間・収穫期に限り、共済責任期間内となります。

対象となる災害

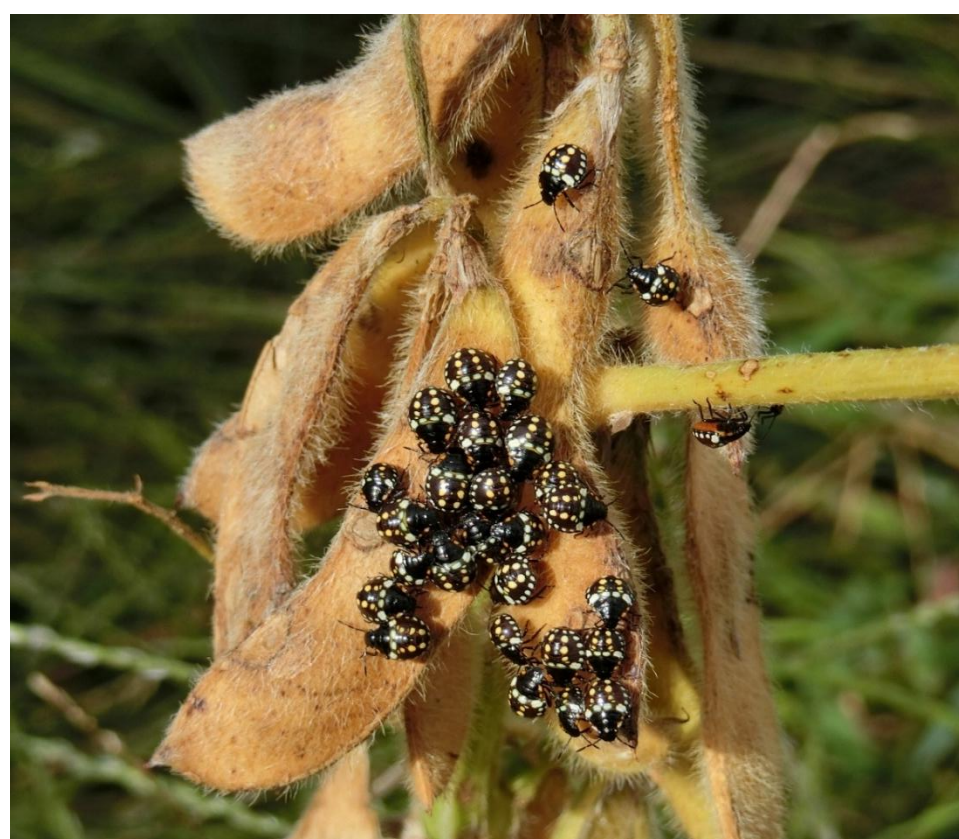
気象上の災害・病虫害・鳥獣害・火災・地震害・噴火の害・地すべりの害

- 連作障害や農薬の誤使用等の自然災害以外の原因による被害は対象となりません。

(被害例)



大雨により川が氾濫し圃場全体が冠水する



吸実性カメムシ類による被害



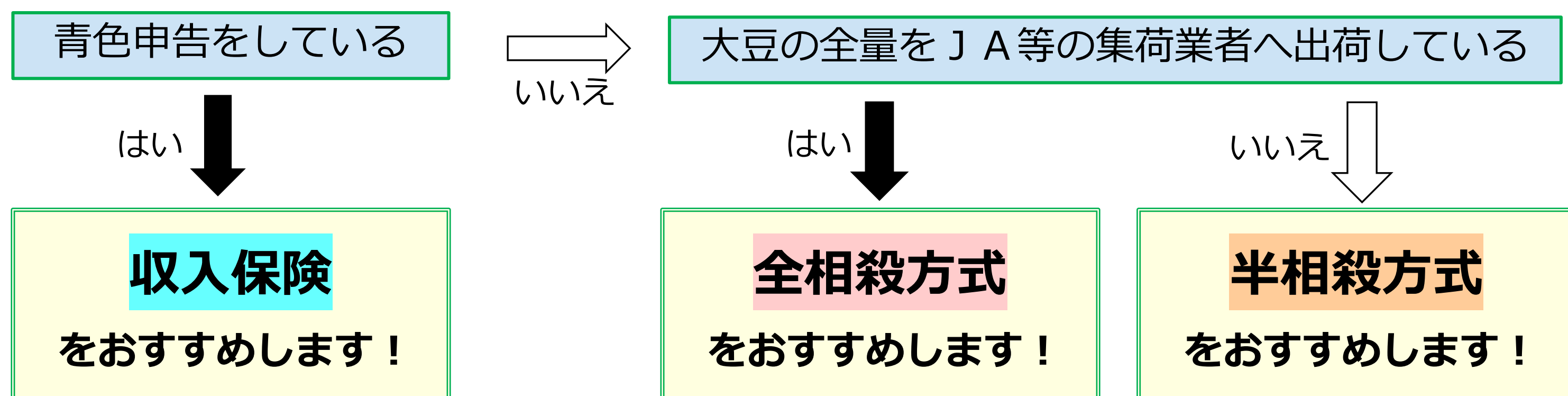
獣害により莢が食べ尽くされ踏み荒らされる

加入方式

| 加入方式 | 全相殺方式 | 半相殺方式 | 地域インデックス方式 |
|------|---|--|---|
| 加入要件 | 過去5か年間、収穫物の全量をJA等へ出荷しており、その証明書等を提出できること。かつ、今後も全量を出荷し、その証明書等を提出できる方。または確定申告をしており、確定申告年度において当該収穫物の全量がその関係書類等により適正に確認でき、今後も当該書類等を提出できる方。 | 全ての農家をご加入いただけます。 | 全ての農家をご加入いただけます。 |
| 補償割合 | 9割・8割・7割 | 8割・7割・6割 | 9割・8割・7割 |
| 基準単収 | 最近5か年間の出荷実績のうち、中庸3か年の平均で設定。 | 耕地ごとに、平年収量を基に現地確認を行い、土地条件等を加味して設定。 | 作付けを行う耕地の市町ごとの過去5か年間の統計単収のうち、中庸3か年の平均で設定。 |
| 評価方法 | JA等へのお荷証明書等で収穫量を確認。 | 被害ほ場を現地調査し、検見または実測調査により収穫量を確認。 | 市町ごとの統計単収により確認。 |
| 支払要件 | 農家ごとの被害による減収量が、基準収穫量の1割（2割、3割）を超えた場合。 | 農家ごとの被害による減収量の合計が、基準収穫量の2割（3割、4割）を超えた場合。 | 市町ごとの統計単収が基準単収の1割（2割、3割）を超えて減少した場合。 |
| 支払時期 | 生産年の翌年4月予定 | 生産年の翌年3月予定 | 生産年の翌年6月予定 |

※大豆共済には、耕地ごとの被害に対応できる一筆全損特例および一筆半損特約はありません。

大豆に関する保険メニューのご提案



10a 当たりの補償額と共済掛金

$$\begin{aligned} \text{共 済 掛 金} &= \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} \\ \text{農家が支払う掛金等} &= \text{共済掛金} - \text{国の負担額} + \text{賦課金} ※1 \end{aligned}$$

- 共済掛金の55%は国が負担しますので、負担いただくのは残りの45%となります。
- 共済掛金は加入方式・品種ごとに異なりますので、下記の表を参考にしてください。
- 下記の表は各方式の最高補償割合を選択した場合の例です。

全相殺方式

補償割合9割を選択した場合

| 品種 | 数量払 | 基準 収穫量 | 引受 収量 | 1kg当たり 共済金額 | 共済金額 | 共済掛金率 (平均) | 農家が支払う 掛金等 ※2 |
|---------|-----------|-----------|----------|----------------|---------|---------------|---------------------|
| 白大豆 | 交付農業者（課税） | 150kg | 135kg | 316円 | 42,660円 | 6.087% | 1,319円 |
| | 交付農業者（免税） | 150kg | 135kg | 324円 | 43,740円 | 6.087% | 1,348円 |
| | 交付農業者以外 | 150kg | 135kg | 137円 | 18,495円 | 6.087% | 657円 |
| 白大豆（種子） | - | 150kg | 135kg | 530円 | 71,550円 | 6.087% | 2,110円 |
| 丹波黒 | - | 100kg | 90kg | 850円 | 76,500円 | 11.042% | 3,952円 |
| 早生黒等 | - | 140kg | 126kg | 349円 | 43,974円 | 7.553% | 1,645円 |

半相殺方式

補償割合8割を選択した場合

| 品種 | 数量払 | 基準 収穫量 | 引受 収量 | 1kg当たり 共済金額 | 共済金額 | 共済掛金率 (平均) | 農家が支払う 掛金等 ※2 |
|---------|-----------|-----------|----------|----------------|---------|---------------|---------------------|
| 白大豆 | 交付農業者（課税） | 150kg | 120kg | 316円 | 37,920円 | 4.976% | 999円 |
| | 交付農業者（免税） | 150kg | 120kg | 324円 | 38,880円 | 4.976% | 1,021円 |
| | 交付農業者以外 | 150kg | 120kg | 137円 | 16,440円 | 4.976% | 519円 |
| 白大豆（種子） | - | 150kg | 120kg | 530円 | 63,600円 | 4.976% | 1,574円 |
| 丹波黒 | - | 100kg | 80kg | 850円 | 68,000円 | 9.030% | 2,913円 |
| 早生黒等 | - | 140kg | 112kg | 349円 | 39,088円 | 6.181% | 1,238円 |

地域インデックス方式

補償割合9割を選択した場合

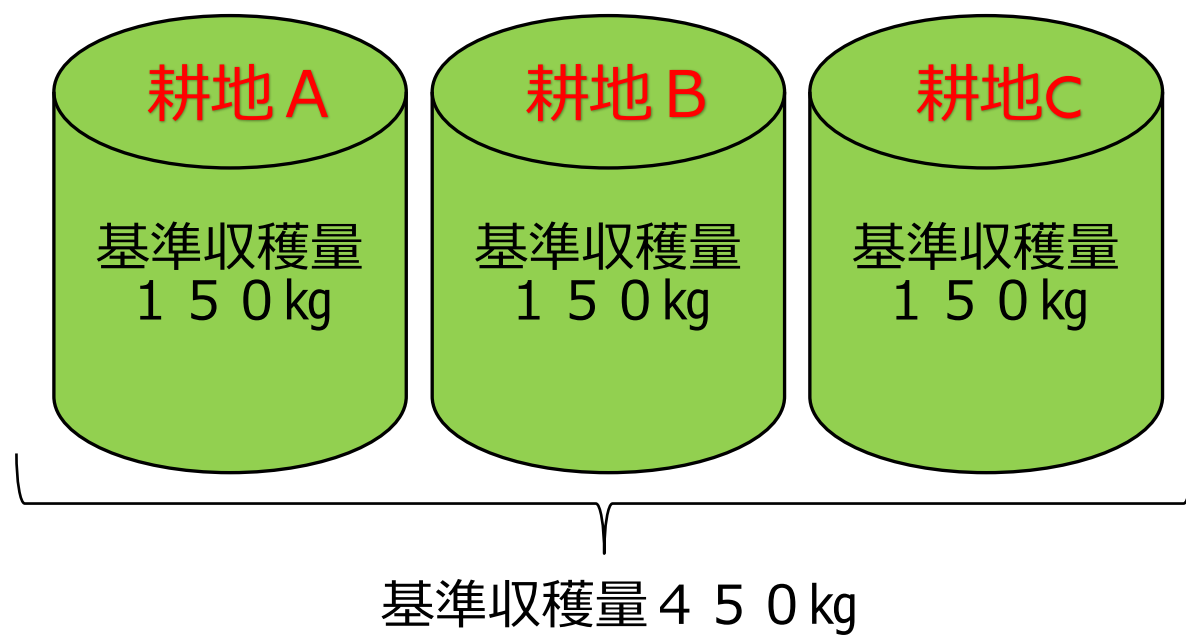
| 品種 | 数量払 | 基準 収穫量 | 引受 収量 | 1kg当たり 共済金額 | 共済金額 | 共済掛金率 (平均) ※3 | 農家が支払う 掛金等 ※2 |
|---------|-----------|-----------|----------|----------------|----------|---------------------|---------------------|
| 白大豆 | 交付農業者（課税） | 150kg | 135kg | 316円 | 42,660円 | 4.018% | 922円 |
| | 交付農業者（免税） | 150kg | 135kg | 324円 | 43,740円 | 4.018% | 941円 |
| | 交付農業者以外 | 150kg | 135kg | 137円 | 18,495円 | 4.018% | 485円 |
| 白大豆（種子） | - | 150kg | 135kg | 530円 | 71,550円 | 4.018% | 1,444円 |
| 丹波黒 | - | 150kg | 135kg | 850円 | 114,750円 | 4.018% | 2,225円 |
| 早生黒等 | - | 150kg | 135kg | 349円 | 47,115円 | 4.018% | 1,002円 |

- ※1 賦課金は10a当たり150円です。
- ※2 掛金等は10a当たりの平均的な金額です。農家ごとに異なります。
- ※3 乾燥子実で収穫され、かつ、田で耕作する大豆の滋賀県の市町平均になります。

全相殺方式

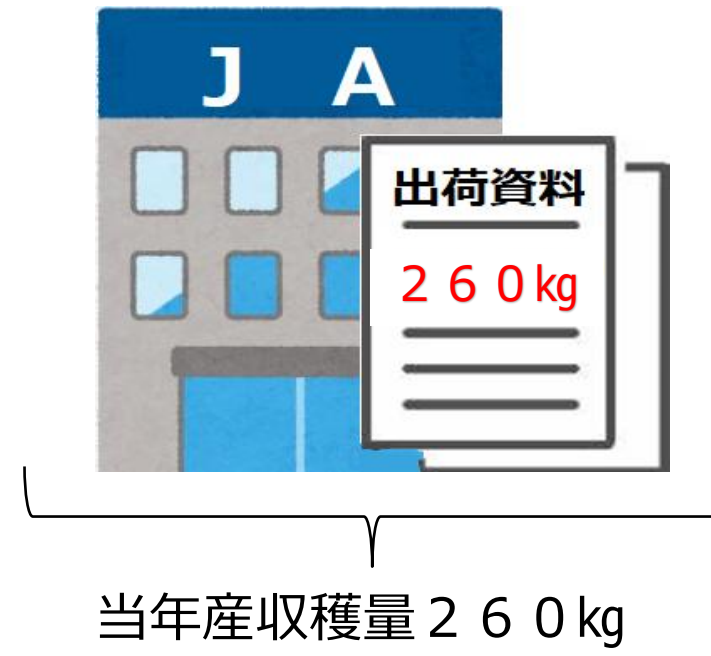
10aの耕地を3筆作付 補償割合9割
1kg当たり共済金額137円を選択した場合

過去の出荷実績



被害申告

出荷資料の結果



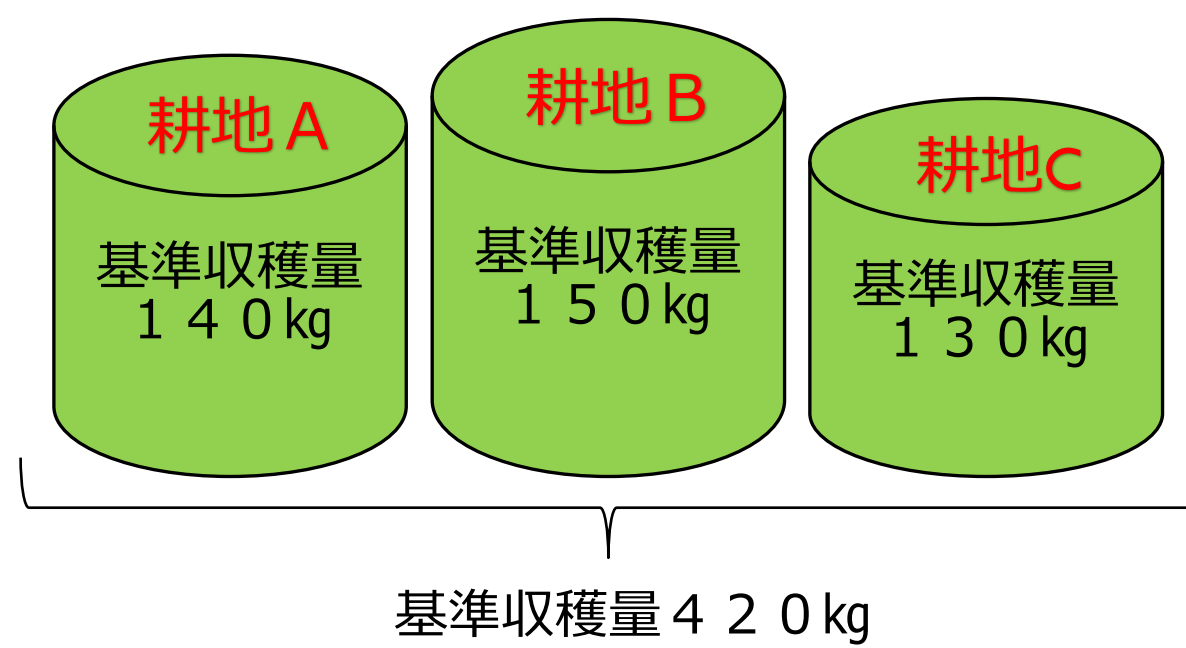
引受収量 = 基準収穫量 450kg × 補償割合 9割 = 405kg

共済減収量 = 引受収量 405kg - 当年収穫量 260kg = 145kg
支払共済金 = 共済減収量 145kg × 137円 = 19,865円

半相殺方式

10aの耕地を3筆作付 補償割合8割
1kg当たり共済金額137円を選択した場合

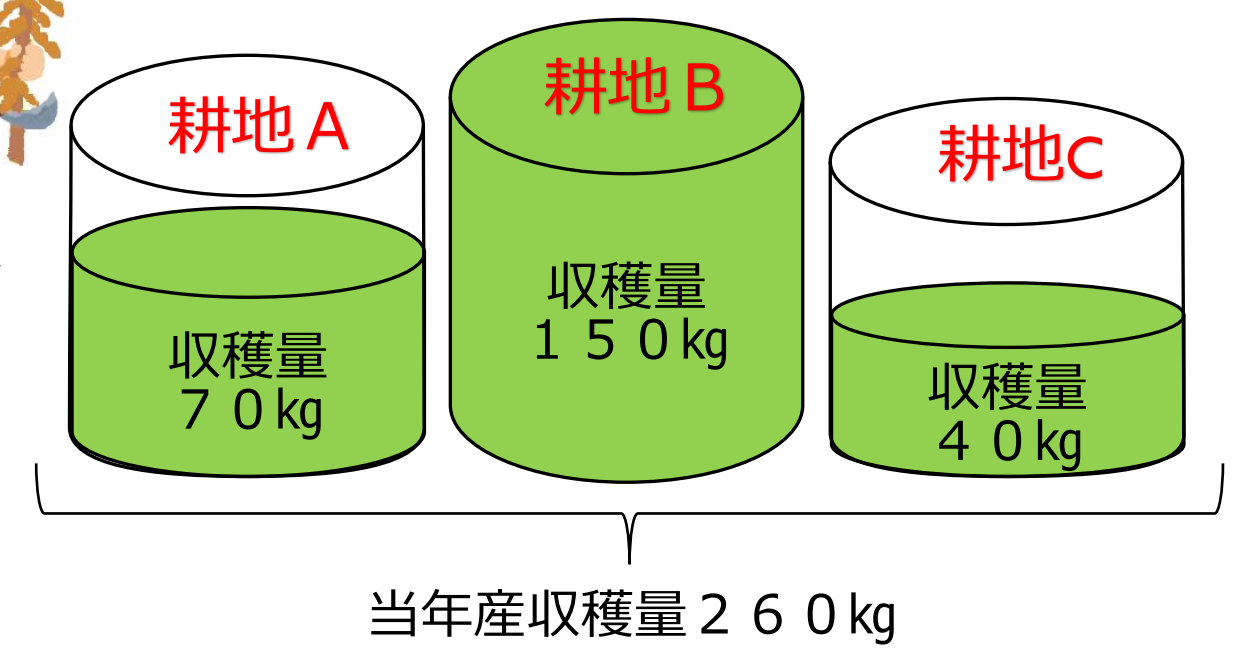
現地確認の結果



被害申告

耕地Bは被害申告無し

現地確認の結果



引受収量 = 基準収穫量 420kg × 補償割合 8割 = 336kg

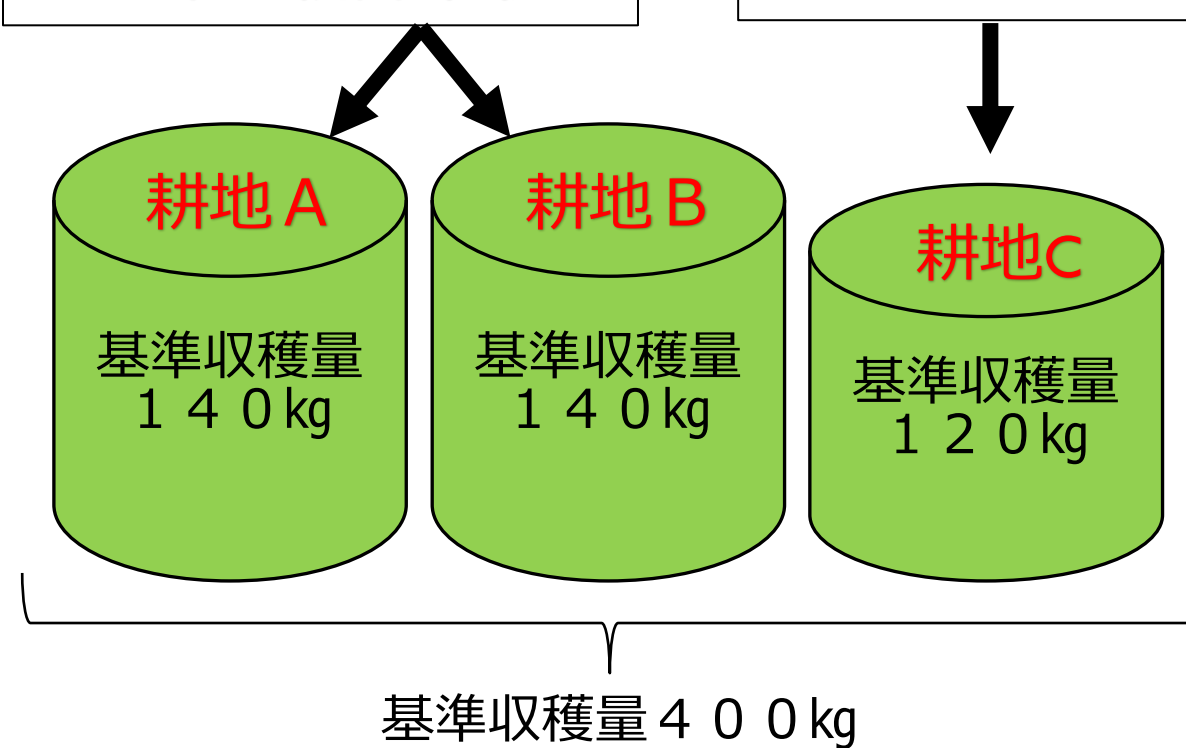
共済減収量 = 引受収量 336kg - 当年収穫量 260kg = 76kg
支払共済金 = 共済減収量 76kg × 137円 = 10,412円

地域インデックス方式

10aの耕地を3筆作付 補償割合9割
1kg当たり共済金額137円を選択した場合

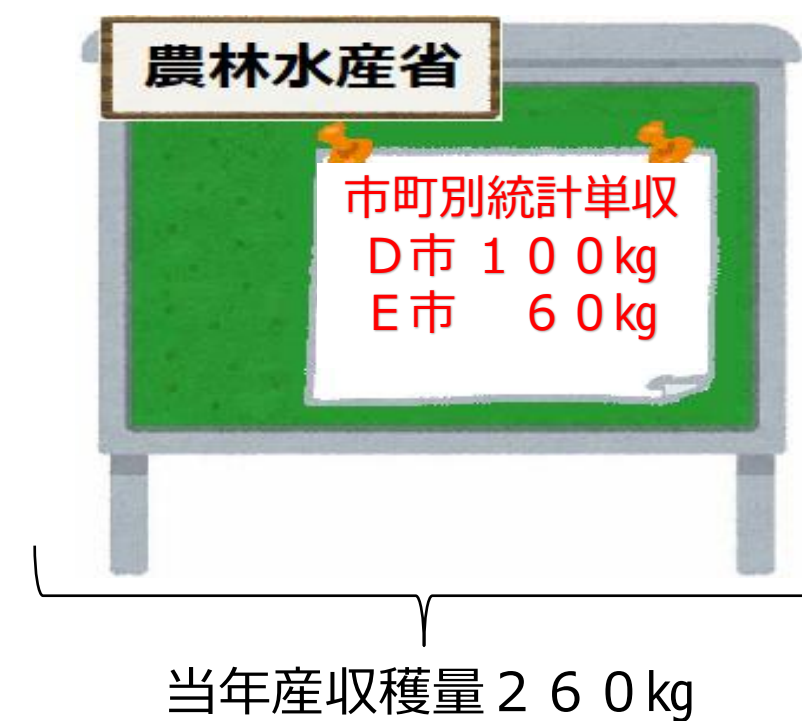
D市の統計単収

E市の統計単収



被害申告

統計単収の結果



引受収量 = 基準収穫量 400kg × 補償割合 9割 = 360kg

共済減収量 = 引受収量 360kg - 当年収穫量 260kg = 100kg
支払共済金 = 共済減収量 100kg × 137円 = 13,700円

※市町ごとの統計単収により評価を行うため、個人の減収が発生しても共済金の支払対象とならない場合があります。

被害申告

必ず収穫前に被害申告をしてください。

- 支払い対象となる災害により減収が見込まれる場合は、現地調査を行う必要があります。共済金の支払いは被害申告が前提条件となりますのでご注意ください。

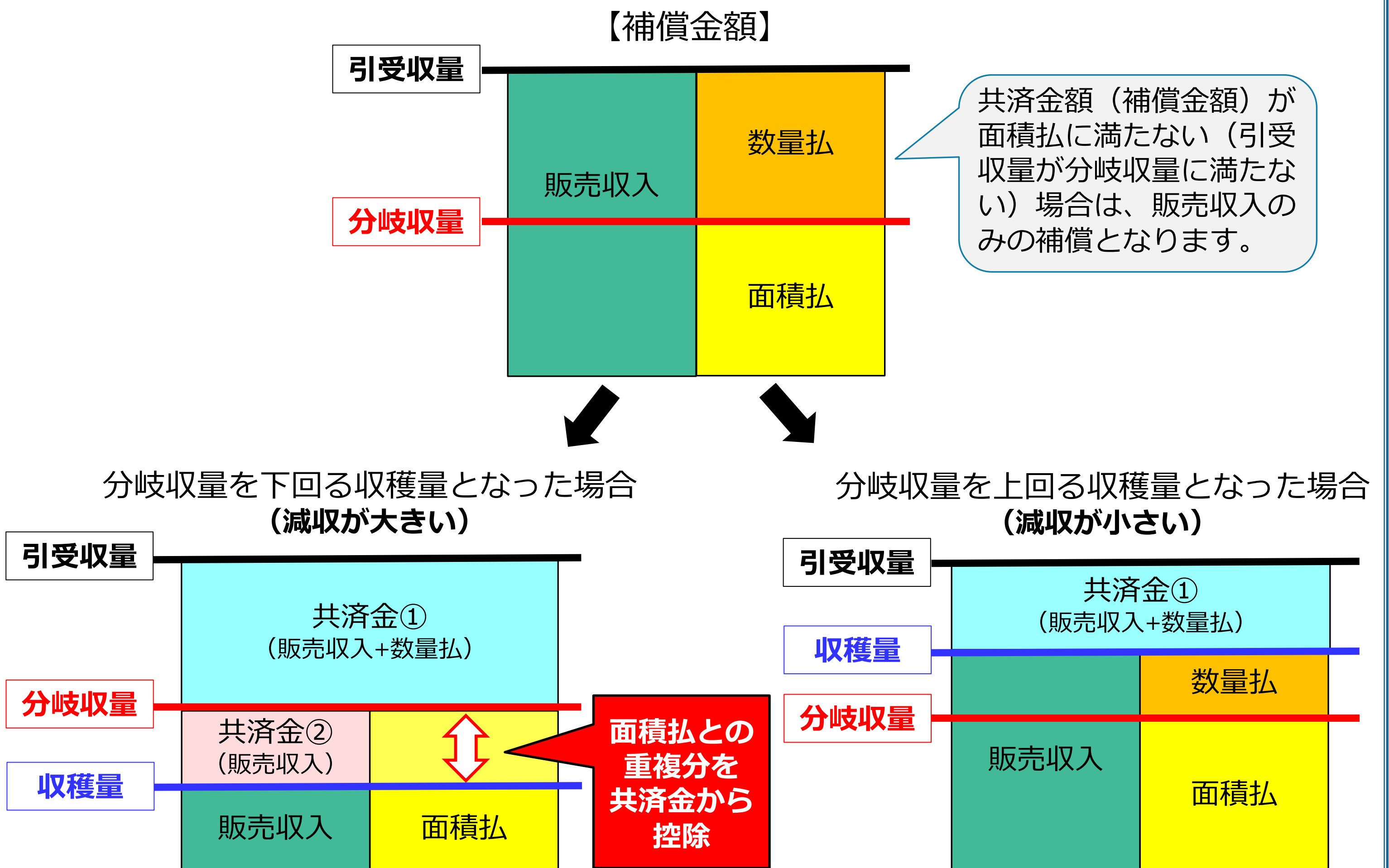
分割評価

共済事故以外の減収要因は分割評価を行います。

- 通常行うべき肥培管理の粗放、病虫害防除の不適合、その他共済事故以外の原因によると認められた減収がある場合には、その分の減収量を分割減収量とし、減収として取り扱いません。

交付農業者の共済金算定方法（白大豆）

- 経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の面積払は、当年産の作付面積に応じた一定額が数量払の先払いとして交付され、当年産の農業者の収入に含まれることとなります。このことから、農業共済の支払共済金は共済金額（補償金額）から面積払を原則、控除して算定します。ただし、面積払の金額を常に控除するわけではなく、面積払に相当する収量を分岐点（分岐収量※1）とし、下図のとおり支払うこととなります。
※1 分岐収量・・・面積払交付金を収量に換算したものの



1 kg当たり共済金額

- 共済金の算定方法は、P 6 のとおり面積払の交付金を原則控除します。
 下表〈1 kg当たり共済金額〉の①～⑥については、下記のことをご承知おきください。

〈1 kg当たり共済金額〉

③～⑥の場合 第1位の1 kg当たり共済金額をおすすめします。

| 品目・区分 | | 1kg当たり共済金額 (円/kg) | | | | | | | | | |
|-----------------------|-----------------|-------------------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|
| | | 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第4位 | 第5位 | 第6位 | 第7位 | 第8位 | 第9位 | 第10位 |
| 白大豆 (黒大豆以外 の品種) | ① 交付農業者の金額 (課税) | 316円 | 284円 | 253円 | 221円 | 190円 | 137円 | 123円 | 110円 | 96円 | 82円 |
| | ② 交付農業者の金額 (免税) | 324円 | 292円 | 259円 | 227円 | 194円 | 137円 | 123円 | 110円 | 96円 | 82円 |
| | ③ 交付農業者以外の金額 | 137円 | 123円 | 110円 | 96円 | 82円 | - | - | - | - | - |
| | ④ 種子用の金額 | 530円 | 477円 | 424円 | 371円 | 318円 | - | - | - | - | - |
| ⑤ 丹波黒 | | 850円 | 765円 | 680円 | 595円 | 510円 | - | - | - | - | - |
| ⑥ 早生黒等 (丹波黒以外の黒大豆) | | 349円 | 314円 | 279円 | 244円 | 209円 | - | - | - | - | - |

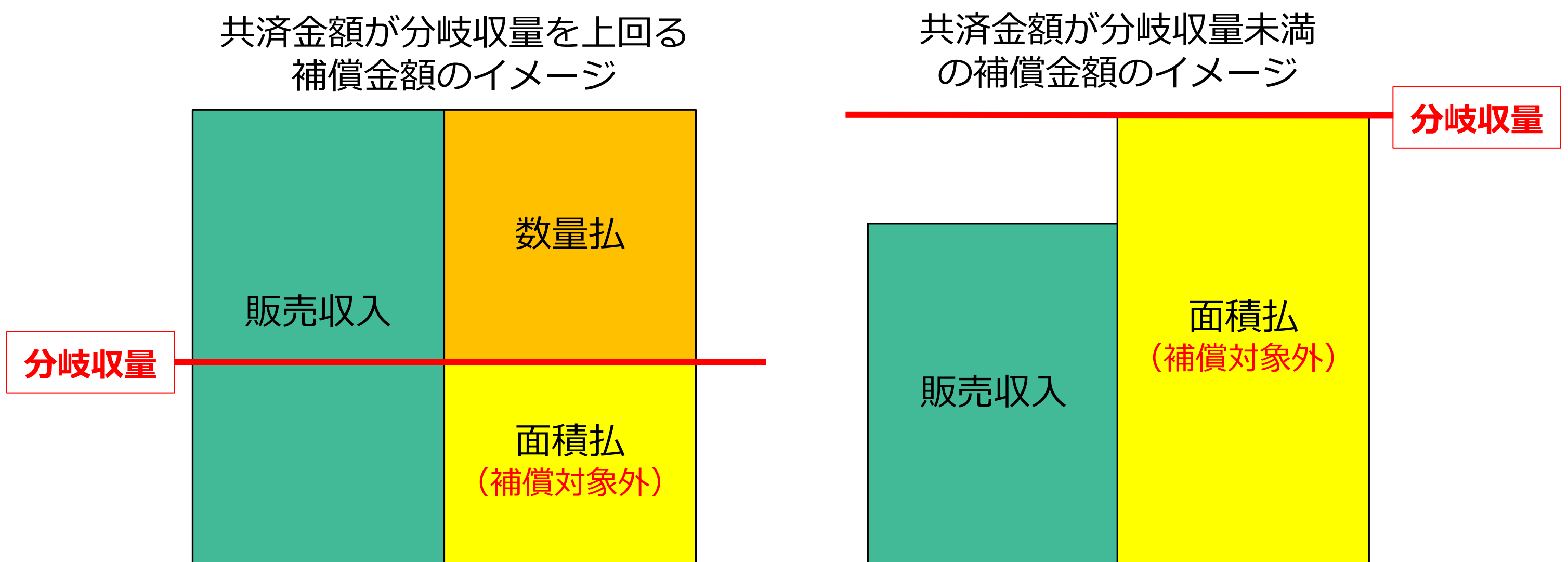
※交付農業者の1kg当たり共済金額は経営所得安定対策における消費税の課税事業者と免税事業者で単価が異なります。
 免税事業者の単価で加入し、課税事業者として交付金が交付されたときは、課税事業者の単価に引受内容を変更しますのでご了承ください。

●交付農業者の金額 (①・②) の場合

交付農業者の場合、交付農業者の金額欄の第1位～10位の中から選んでください。
 ただし交付農業者であっても、10a当たり基準収穫量 (過去5カ年の中庸3カ年の平均収穫量) が面積払の分岐収量※1を下回る場合は第6位以下の単価をお選びください。記載がない場合は当組合がおすすめする1 kg当たり共済金額を適用します。

分岐収量を大幅に上回る場合は第1位を、それ以外の場合は第6位をおすすめします。

※1 分岐収量・・・面積払交付金を収量に換算したもの



ご不明な点は、裏面の最寄りの農業共済組合 (N O S A I) へお問い合わせください。

重要事項説明書

1. 注意事項

農業共済制度は、農業保険法に基づき、行政庁の指導・監督のもと組合・国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。

- (1) 通常すべき栽培管理や防除を怠った場合。
- (2) 事実と異なる通知をした場合。
- (3) 正当な理由がなく、払込期日までに共済掛金の払い込みがなかった場合。
- (4) 被害発生時に組合への通知を怠り、または重大な過失等によって不実の通知をした場合。
- (5) 損害評価の前に刈り取ってしまった場合。
- (6) 組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。
- (7) 反社会的勢力への対応に関する規則第2条に掲げる反社会的勢力（暴力団等）に該当することが判明した場合は、加入申込みをお断りします。加入後に反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力的行為等をした場合は、共済関係を解除いたします。

2. 個人情報の取扱い

畑作物の直接支払交付金交付農業者の要件を満たしていることの確認として、近畿農政局より数量払に係る申請及び交付決定状況等の情報提供を受けることがあります。また、引受・評価の事務処理を行うため、出荷業者（JA等）よりデータ並びに資料の提供を受けることがあります。なお、白大豆のうち種子として出荷契約されている農業者におかれましても、出荷業者（JA等）より出荷契約等の情報提供を受けることがあります。ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、当組合が、引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、当組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。当組合は、農業保険法に基づく共済金支払責任の一部を、国の保険に付しているため、国との間で個人情報を業務に必要な範囲で利用することがあります。法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、国又は地方公共団体、JA、地域農業再生協議会等の実施する調査に協力する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。なお、当組合は上記業務を円滑に運用するため情報処理会社等に業務の一部を委託することがあります。その際、業務委託先に必要な範囲で個人情報を提供することがあります。その場合、当組合は業務委託先との間で個人情報の取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

◀ 次のような場合は、共済金は支払われません ▶

- 戦争その他の変乱によって生じた損害。
- 組合員または組合員と同一の世帯に属する親族の故意または重大な過失によって生じた損害。
- 損害防止のために特に必要な処置をすべきことについての組合からの指示に従わなかったとき。
- 組合員の植物防疫法規定違反による損害。

お問い合わせ先

| 支所・出張所 | 管轄地域 | 所在地 | 連絡先 |
|--------|--------------------------------------|-----------------------------|----------------------|
| 南部支所 | 大津市・草津市 守山市・栗東市 野洲市・高島市 | 〒524-0103 守山市洲本町1260番地6 | フリーダイヤル 0120-031-393 |
| 高島出張所 | | | TEL 077-532-0068 |
| 高島出張所 | 高島市今津町今津1640番地 | 〒520-1621 | フリーダイヤル 0120-133-951 |
| 高島出張所 | | | TEL 0740-22-3951 |
| 東部支所 | 湖南市・甲賀市 近江八幡市・東近江市 日野町・竜王町 | 〒527-0074 東近江市市辺町3471番地1 | フリーダイヤル 0120-739-031 |
| 東部支所 | | | TEL 0748-20-5225 |
| 甲賀出張所 | 甲賀市水口町本町三丁目1番18号 | 〒528-0031 | フリーダイヤル 0120-863-031 |
| 甲賀出張所 | | | TEL 0748-63-1330 |
| 北部支所 | 彦根市・長浜市 米原市・愛荘町 豊郷町・甲良町 多賀町 | 〒526-0804 長浜市加納町658番地1 | フリーダイヤル 0120-509-031 |
| 北部支所 | | | TEL 0749-51-9055 |
| 湖東出張所 | 彦根市犬方町160番地1 | 〒522-0236 | フリーダイヤル 0120-163-031 |
| 湖東出張所 | | | TEL 0749-28-2711 |
| 本所 | 大津市梅林一丁目14-17 | 〒520-0051 | フリーダイヤル 0120-519-031 |
| 本所 | | | TEL 077-524-4688 |